

第2回八街市農業委員会総会

平成27年2月19日

八街市農業委員会

平成27年第2回農業委員会総会

平成27年2月19日午後3時00分 八街市農業委員会総会を
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

1. 出席者

- | | | |
|----------|-----------|-----------|
| 1. 内藤 富夫 | 8. 高橋 猛 | 15. 小川正夫 |
| 2. 船木 勝利 | 9. 森 邦央 | 16. 日暮守信 |
| 3. 岩品 要助 | 10. 武藤 功 | 17. 石井とよ子 |
| 4. 池田 寿男 | 11. 長谷川英雄 | 18. 鈴木勝雄 |
| 5. 貫井正美 | 12. 宇津木邦雄 | 19. 保谷俊雄 |
| 6. 林 和弘 | 13. 中村勝行 | 20. 金子正弘 |
| 7. 山本重文 | 14. 長野猛志 | 21. 中川利夫 |
| | | 22. 三須裕司 |

2. 欠席者

なし

3. 事務局

事務局長	醍醐文一	主査補	宮内清志
副主幹	菅沼邦夫	副主査	浅井久子

4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農用地利用集積計画の承認について
- 議案第5号 農用地利用配分計画（案）の承認について
- 議案第6号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないこと
の承認について

5. その他

- 報告第1号 紛争の和解の仲介について

○醍醐事務局長

開会を宣す。（午後3時10分）

○三須会長

平成27年第2回総会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は天気もよく、お忙しいところ全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今、政府では、農協改革、そして、続いて、農業委員改革の政府案が検討されております。主なポイントといたしましては、公選制をやめ、市町村長の指名によるということと、それから、定数を約半分にする、そういうような答申が出されております。そのほかにもありますけれども、このようなことが果たして私たち農業者のためになるかはちょっと疑問ではございますが、政府のやることですので。

さて、今月の案件につきましては、農地法第3条、第5条、本体で24件、農用地利用集積計画の承認について12件、農用地利用配分計画（案）の承認について1件、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認について1件、報告案件1件、合わせて総件数39件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席委員は22名です。定数の過半数以上に達しておりますので、この総会は成立しました。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いします。

○醍醐事務局長

それでは、会務報告ということで、1月22日木曜日、午前10時から市内におきまして転用事実確認、現地調査を中川副会長、長野委員、池田委員に実施いただきました。

2月に入りまして、3日火曜日、午後1時半から転用事実確認、現地調査、また、農地パトロールを市内で実施しまして、これにつきましては三須会長、小川委員に実施いただいております。

翌日、2月4日水曜日、午後1時半から、第4回八街市農業経営基盤強化促進協議会が市役所第1会議室で行われまして、これにつきましては会長に出席いただきました。

また、同月6日金曜日、午後2時から、前回の総会でお諮りしましたように、紛争の和解の仲介を市役所第2会議室の方で実施しております。これにつきましては三須会長、中川副会長、林部長、山本委員、事務局職員が出席しました。詳細の内容につきましては議題の中でご報告申し上げます。

同月13日金曜日、午後1時半から部会の現地調査を市内で実施しております。これには三須会長、鈴木部長、岩品委員、小川委員、石井委員、高橋委員に出席いただいております。

また、2月17日火曜日、午後1時半から部会の面接調査を市役所会議室で実施しております。これにつきましては三須会長、岩品委員、小川委員、石井委員、高橋委員に出席いただいております。

以上でございます。

○三須会長

次に、議事録署名人の選任についてでございますが、議長から指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしと認め、こちらからご指名させていただきます。

今月は議席番号15番、小川委員、16番、日暮委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、1番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、区分、売買。所在、根古谷字作。地目、畑。面積763平方メートル。権利者事由、経営規模を拡大したい。義務者事由、農業をしていないため売却したい。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、高橋委員、お願いいたします。

○高橋委員

それでは、議案第1号、1番、農地法第3条申請に係る調査結果について報告いたします。

まず、申請地について、位置はJR八街駅より南西約7キロメートルに位置し、境界は、1カ所が電柱、もう1カ所はクリと柿の木が境界で、隣接土地所有者が義務者のため、もちろん同意しております。現況は、既に義務者が約30年前から畑、主にこれは植木・苗木の作付をしております。及び、隣接する権利者所有農地への進入路として借り受けておりました。進入路は市道により確保されております。

次に、農地法第3条第2項の不許可基準に該当するか否かについて報告いたします。

権利者の所有している主な農機具はトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、1トントラック1台、軽トラック1台でございます。労働力は、権利者及びその世帯員が3名、合計4名で、常時雇用者はございません。年間の作業従事日数は、権利者が330日、世帯員が平均で180日でございます。また、技術力があり、面積要件については、畑が約190アール、水田が約70アール、合計約260アールで、下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はございません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障はございません。その他参考となる事項として、営農計画は、植木・苗木1万9,200ポットを予定しておりまして、通作距離は自宅から約300メートル

ル、車で約1分の距離でございます。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、本案件は何ら問題ないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番、3番、4番、5番についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

続きまして、番号2と3につきましては、面積以外、区分、所在、地目、権利者、義務者事由が同じでありますので、番号3については面積のみといたします。

番号2、区分、地上権。所在、八街字鳴沢台。地目、畑。面積4,466平方メートルのうち516.46平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は議案第3号、2番に関連しております。

番号3、面積510.65平方メートル。なお、本案件は議案第3号、3番に関連しております。

番号4、区分、地上権。所在、山田台字山田台。地目、畑。面積988平方メートル。権利者事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は議案第3号、12番に関連しております。

番号5、区分、地上権。所在、沖字西沖。地目、畑。面積1,553平方メートルのうち84.17平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,733平方メートルのうち520.71平方メートル。権利者事由、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由、権利者から要望されたため。なお、本案件は議案第3号、13番に関連しております。

以上です。

○三須会長

2番については議案第3号、2番と、3番については議案第3号、3番と、4番については議案第3号、12番と、5番については議案第3号、13番と関連しておりますので、後ほど担当委員の調査報告を受けた後に採決いたします。

次に、6番、7番についてを議題といたします。

この案件は部会案件です。農地部会第2班に担当していただきました。

班長の岩品副部長からの報告をお願いいたします。

○岩品副部長

議案第1号、6番、7番は、関連しておりますので、一括で調査報告をします。

議案第1号、6番、区分、賃貸借。所在、榎戸字新地。地目、畑。面積2,398平方メートルほか1筆。合計で2,794平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、農業経営の規模を縮小したい。

続きまして、議案第1号、7番、区分、賃貸借。所在、榎戸字大富。地目、畑。面積3,269平方メートル。権利者事由、新規で農業経営を始めたい。義務者事由、農業経営の規模を縮小したい。

それでは、農地部会第2班の調査結果について報告いたします。

2月17日火曜日、面接調査を行いました。当日の出席委員は農地部会第2班と三須会長、事務局からは宮内主査補、麻生主査補、吉岡主事補、関係課として農政課の荻嶋主査補に出席いただきました。申請人は権利者本人と申請代理人でした。ほかに6番の義務者が出席し、7番の義務者は欠席でした。

まず最初に、農業経営を始めようとする理由は、いろいろと見てきた中で、無駄のない効率的な農業をしたいと思ったからだそうです。当該農地を選定した理由は、義務者の人柄がよかったため、長く農地を借りることができると思い、また、進入路も確保されているためということでした。

農業経営の計画については、現在、権利者は主に機械等の輸出事業を営む会社の社長で、当面は兼業で農業を行いますが、数年後は会社を息子に任せる予定だそうです。主な農業機械は義務者から借りるということでした。その技術については事務局で確認しております。また、倉庫や作業場はこれから作る予定だそうです。農作業従事者は、家族4人のうち権利者が1人で、年間農作業従事日数は200日を予定しているそうです。出荷先は、当面、北部連合出荷組合と、独自ルートで横浜などに出荷する予定で、後々は、建築予定の自社の直売所や加工所に販売を計画しているそうです。農業知識・経験については、4年前から少し農作業を始めているが、知識や経験は少ないため、農業経験のある会社の従業員や友人に協力してもらうということでした。

次に、申請地の営農計画について、権利者の住所は本社のある東京都になっておりますが、実際は市内にある自社の工場の敷地に居住しており、そこから申請地まで約5キロメートル、車で10分だそうです。申請地では当面はスイカ、落花生、ニンジンを作付する予定ですが、

将来的にはブルーベリーや柿などの果樹を考えているそうです。6番の義務者については、果樹を植えることにも承諾しておるそうです。

面積要件につきましては、6番、7番の申請地を合わせると50アール以上になるため、問題ありません。

その他、近隣の耕作者や住民から苦情等があった場合は速やかに対応するとともに、特別な事情がない限り耕作放棄地にはしないということを確認しております。

以上、現地調査及び面接調査を実施した結果、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保については支障はなく、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当しないことから、議案第1号、6番、7番の案件につきましては、農地部会第2班では許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第1号、6番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第1号、7番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてご説明いたします。

番号1、番号2は、関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、小谷流字塚脇地先、地目、山林現況畑。面積300平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積3,073平方メートルです。当初計画の目的は貸自動車修理用地及び貸中

古車販売用地です。

番号2、所在、同じく。地目、畑。面積1, 127平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積2, 713平方メートルです。当初計画の目的は自動車修理用地です。計画変更の事由は、事業の目的、内容は変更ありません。当初予定していた進入路の位置では大型車の進入の際に安全性の確保ができないため、進入路の位置を変更するものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

次に、番号3、所在、滝台字丹尾台地先。地目、畑。面積1, 983平方メートルです。当初計画の目的は倉庫及び駐車場用地です。継承者の目的は太陽光発電施設用地です。計画変更の事由は、当初予定した事業において必要がなくなったためです。なお、本件は議案第3号、番号10に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番、2番は、関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

○日暮委員

議案第2号、番号1、番号2は、関連しておりますので、一括して調査報告を申し上げます。

立地基準ですが、申請地は八街駅から西へ6キロメートルに位置し、県道に接しております。農地区分ですが、事務指針26ページ、②の㊸に該当するため、第1種農地と判断いたしました。進入路の変更ということですが、当初計画していた進入路の位置では、大型車、大型トレーラーなどが進入する際に安全性の確保ができないなどの理由だそうです。よって、事務指針32ページ、②の㊸の(エ)による例外に該当すると思われます。

次に、一般基準ですが、用地の工事は終了しており、隣接する農地に対する被害防除対策も計画どおりになっており、問題はないと思われます。

本案件は進入路の位置の変更のみですので、何ら問題はないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、3番について、担当委員の調査報告をお願いいたします。本案件は議案第3号、10番と関連しておりますので、あわせて調査報告をお願いいたします。

担当委員の小川委員、お願いいたします。

○小川委員

それでは、議案第2号の3番及び議案第3号の10番について、調査報告を行います。

この立地ですけれども、二州小学校と八街少年院を結んだ線上のちょうど真ん中あたりにございます。農地区分としては第2種農地で、耕作するには風当たりもさほど強くなく、平たんないい畑ではございますが、第2号の方で言いますけれども、計画変更承認ですが、平成16年6月、義務者はグループホームを経営してございますが、そのときに同じく申請したものと考えられます。倉庫及び駐車場で申請しましたけれども、資金が足りなくて、結局今までできなかった

たということで、畑の状態、草を刈りながら、すぐ隣は農地でございますので、年に2回ほど草を刈って、周りに迷惑をかけないようにしてきたのだということでございましたが、たまたまこのままいつまでも置いておけないということで、昨年度に権利者にお貸しして、太陽光発電施設を作ったという話でございます。今朝ほど義務者の方に私は出向きまして、代理人で申請書を出しました方と面談、現地確認をしてきております。周辺に迷惑をかけないような太陽光発電施設、除草の方もしっかりしてございまして、特に、雨水の問題も、日照の問題も、問題となるところはございません。

それと、この農地は、転用許可目的の違反ということで行政指導を受けて、本計画変更申請で太陽光発電への変更ということでございます。特に問題となるところはないと思いますが、これは、事務局の方で指摘されてこういう形をとった案件だと聞いております。事務局の方で何かありましたら、付け加えて説明いただければと思います。

○宮内主査補

では、補足説明させていただきます。

義務者の方が当時の計画ができなくなったということで、新たに権利者の方に土地を貸して、そちらの方が太陽光発電施設用地を行うということで、実際、許可済み地ということで、転用の細かい法令上の認識が甘かったために、当初許可したものを、変更の手続きをせずに設置をしてしまったがゆえに、是正ということで、計画変更の申請を指導したところであります。それに伴う申請案件でございます。

以上です。

○三須会長

担当委員及び事務局の説明が終わりました。

一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでしたら、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第2号、1番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1番から13番までを議題いたします。

事務局、説明願います。

○宮内主査補

それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、所在、八街字外満木山地先。地目、畑。面積2,875平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積6,442平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

番号2、番号3は、同様により、一括してご説明いたします。

番号2、所在、八街字鳴沢台地先。地目、畑。面積4,466平方メートルうち0.35平方メートルです。

番号3、所在、地目、同じく。面積4,466平方メートルのうち0.36平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、番号2、番号3にそれぞれ関連しております。

次に、関連する番号4、番号5と、番号6、番号7は、同一状況ですので、一括してご説明いたします。

番号4、所在、朝日字竹里地先。地目、畑。面積10平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積309.37平方メートル。

番号5、所在、地目、同じく。面積9.48平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積126.48平方メートル。

番号6、所在、地目、同じく。面積296平方メートル。

番号7、所在、地目、同じく。面積272平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積571平方メートルです。区分は売買です。転用目的は建売住宅用地です。転用事由は、合計で建売分譲住宅5棟分の建築と販売です。農地の区分は、第1種住居地域と第2種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。

番号8、所在、八街字平沢地先。地目、畑。面積2,331平方メートルのうち892.47平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,792平方メートルのうち2,217.15平方メートルです。区分は賃貸借です。転用目的は駐車場用地です。転用事由は、申請地の隣接地で加工製造及び販売業を営む会社が手狭となり、不便が生じているため、社員用の駐車場

を既存施設から申請地に移し、業務の効率化を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号9、所在、八街字笹引地先。地目、畑。面積330平方メートルです。区分は売買です。転用目的は資材置場、作業場及び駐車場用地です。転用事由は、建築業を営む権利者にとって、現在借りている資材置場は遠く、不便で、管理もしにくいため、自宅前に移転し、業務の効率化を図るものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号10、所在、滝台字丹尾台地先。地目、畑。面積1,983平方メートル。区分は使用貸借です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号11、所在、山田台字山田台地先。地目、畑。面積1,983平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,966平方メートルです。区分は売買です。転用目的は太陽光発電施設用地です。転用事由は、当該申請地に太陽光発電施設を設置し、安全な自然エネルギーを利用した太陽光発電事業により安定した収入を得るというものです。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等の理由から、第2種農地と判断されます。

番号12、所在、山田台字山田台地先。地目、畑。面積988平方メートルのうち0.33平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、義務者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、番号4に関連しております。

番号13、所在、沖字西沖地先。地目、畑。面積1,553平方メートルのうち0.03平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積4,733平方メートルうち0.32平方メートルです。区分は一時転用で、使用貸借です。転用目的は営農型太陽光発電施設用地です。転用事由は、農地の借受者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農用地域内にある広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。なお、本件は議案第1号、番号5に関連しております。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いいたします。

1番について、保谷委員、お願いいたします。

○保谷委員

議案第3号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請用地は市役所より北西約8キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されております。事務指針26ページの2のaに該当するため、第1種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設用地ということですが、申請面積は6,442平方メートルであり、面積は妥当と思われます。資金の確保につきましては自己資金にて賄う計画となっております。次に、周辺農地の営農状況への支障、隣接に対する被害防除計画は、周囲はフェンスで囲い、整地のみの計画となっております、雨水は自然浸透とさせることとなっております。周辺の農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。

しかしながら、立地基準におきまして、事務指針のどの特例にも該当しないため、本案件は不許可であると思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、2番について、内藤副部長、お願いいたします。

○内藤副部長

それでは、議案第3号の2番、3番も関連しておりますので、あわせて調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅から南へ500メートルに位置し、道路に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページの⑤の⑥に該当するため、第2種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備で、耕作地の上空に設置するための架台支柱76本と引込支柱1カ所の0.35平方メートル、それと、架台支柱78本、引込柱1カ所の0.36平方メートルが一時転用となります。資金は自己資金及び借入金で賄う計画です。事業計画ですが、発電設備の構造は、簡易的なスクリーンの支柱に架台を組み合わせ、高さは約2メートルから3メートルで、設備の下での農作業には支障はないものと思われます。営農計画ですが、耕作物はダイカンドラで、雑草よけのグランドカバーの用途として販売し、当面は耕作者の関係会社が取引先です。権利者と義務者と耕作者が異なることから、同意書によりお互いの責任について確約をされています。

以上の調査結果から、本案件は営農型太陽光発電事業であり、耕作が継続されながら行う事業でありますので、本案件は何ら問題ないと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、2番、3番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思われます。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、4番、5番は、関連しておりますので、一括して調査報告をお願いいたします。

宇都木委員、お願いします。

○宇都木委員

それでは、議案第3号、4番、5番、それから、6番、7番も関連しておりますので、あわせて調査報告をさせていただきます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東へ約2キロメートルに位置し、八街市道より約400メートル奥に入ったところです。周囲は住宅地に囲まれた土地でございます。進入路は確保されております。農地の区分としては、事務指針28ページ、4のbのウに該当するため、第3種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は建売分譲住宅用地として計画され、申請面積はそれぞれ309.37平方メートル、126.48平方メートル、296平方メートル、571平方メートルに対しまして、建築戸数2棟、1棟、2棟と、建築面積においても妥当と思われまゝ。資金の確保につきましては自己資金で行う計画です。許可後は直ちに造成、施工に移る計画でございます。次に、周辺農地の営農条件への支障につきましては、隣接地に第三者の所有の農地はありません。造成は埋め立てを行わず、整地のみで行う計画です。土砂流出防止に対しましては、ブロック、フェンス等によりまして防止することです。雨水、雑排水につきましては、雨水に対しては宅内処理とします。雑排水に対しましては、本下水道を使用する計画でございます。防災計画につきましては、工事車両は、住宅地でございますので、住宅地の中を徐行運転し、通学時間帯は材料等の搬入を行わないとのごとでございます。権利者である建設会社は県内に事業を展開しておりまして、実績もあることから、必要性は認められます。

以上のことから、本案件は何ら問題ないと思われまゝ。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、8番について、長野委員、お願いいたします。

○長野委員

では、議案第3号、8番につきまして調査報告を申し上げます。

まず、当申請地の立地基準ですが、JR八街駅から東へ約2.5キロメートルにありまして、県道には接しておりませんが、権利者の敷地に隣接しており、進入路は確保されております。また、義務者との間での通行承諾書も交わしておりますので、進入路については問題ないかと思ひます。農地性としまして、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

一般基準ですが、本申請は駐車場用地ということで、申請面積は2,217.15平方メートルであります。普通車70台、軽自動車25台の予定スペースで、従業員は110名ほどお

りますので、駐車スペースはほぼ確保できるということであります。資金につきましては自己資金で賄うということでございます。申請地には小作人等、権利移転に対して支障となるものはございません。隣地に対しましても、申請地の方が低地でありますので、土砂等の流入のないような設備をいたすということでございます。

よって、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われま。

以上で報告を終わります。

○三須会長

次に、9番について、岩品副部長、お願いいたします。

○岩品副部長

議案第3号、9番に係る調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は笹引小学校東側約400メートルに位置し、市道に面しており、進入路は確保されております。農地性としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は資材置場、作業場、駐車場ということですが、使用目的や事業内容からも、申請面積330平方メートルであり、面積妥当と思われま。資金の確保につきましては自己資金で賄う計画となっております。代替性はないものと思われま。申請地には、小作人等、権利移転に対して支障となるものはありません。次に、隣接に対する被害防除計画ですが、計画では整地のみで使用し、雨水は敷地内浸透で、隣接農地には影響を及ぼさないよう配慮することです。以上のことから、周辺農地に被害を与えることはないものと思われま。また、申請地は土地改良受益地ではありません。権利者は現在、市街地に資材置場を借りていますが、遠くて不便とのこと、申請地は自宅の前にあり、必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断いたしました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

次に、10番については、議案第2号、3番と関連しておりまして、報告済みであります。

次に、11番について、森副部長、お願いいたします。

○森副部長

議案第3号、11番の農地法第5条許可申請について調査報告をします。

まず、立地基準ですが、市役所より南に13キロメートル、山田台三差路より200メートル左側にあり、市道により進入路は確保されています。次に、農地区分ですが、事務指針29ページ、⑤の(b)に該当するため、第2種農地と判断いたしました。

次に、一般基準ですが、申請地に太陽光発電装置の計画です。資金については全額自己資金だそうです。面積については3,966平方メートルと思われま。次に、被害防除計画ですが、既に隣接地にソーラー発電装置が稼働しており、雨水、汚水、土砂等の流出はありません。

また、通風、日照等の影響もありません。次に、防除計画ですが、フェンスを1.5メートルの高さに設置し、侵入を防ぐ境界は確保されております。

以上の調査の結果、問題はないと思われます。

以上で報告を終わります。

○三須会長

続いて、12番、森副部長、お願いいたします。

○森副部長

議案第3号、12番、農地法第5条による許可申請について、報告いたします。

当該申請地は市役所より南に1.2キロメートル、県道289号線を左に、山田台グラウンドゴルフ場に隣接しております。市道に面し、進入路は確保されております。次に、農地区分ですが、事務指針26ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と判断いたしました。第1種農地の場合、事務指針30ページ、②の㉒、例外に該当します。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電装置とのこと。面積は988平方メートルのうちの0.33平方メートルとのこと。申請地は権利移転に対する支障はありません。次に、隣接地に対する被害防除計画ですが、既に隣接地に太陽光発電装置が稼働しており、雨水、汚水、日照、通風等の影響はないものと思われます。

以上のことから、本案件は問題ないと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、4番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたしました。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思われます。最終決定については会長専決で処理してはどうかと思われます。

以上、調査報告を終わります。

○三須会長

次に、13番について、林部長、お願いいたします。

○林部長

それでは、議案第3号、13番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準であります。市役所より南へ9キロメートル地点に位置し、進入路は県道岩富山田台線に面し、確保されております。農地区分につきましては、事務指針26ページ、②の㉑に該当するため、第1種農地と判断いたしました。また、本申請地は第1種農地のため、事務指針30ページ、②の㉒の例外に該当します。

続きまして、一般基準であります。計画面積の妥当性につきましては、太陽光発電施設として適当であると思われます。資金面につきましては借入金にて賄われる計画となっております。許可後は速やかに目的につくものと思われます。申請地に係る農地の被害の土地を利用できる見込みはございません。なお、小作人はおりません。周辺農地への営農条件の支障であります。隣接農地所有者が承諾しており、ないものと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、5番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可申請についてでございますが、周辺の農地に係る営農条件に支障はなく、当該農地の賃借人の同意を得ているため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は5条一時転用に関連していることから、5条一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思います。最終決定につきましては会長専決で処理してはどうかと思います。

以上、調査報告を終わります。

○三須会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第3号、1番について、担当委員の調査報告によりますと、不許可にするのことに決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については不許可相当で決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については許可相当で決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については許可相当で決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については許可相当で決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については許可相当で決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については許可相当で決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については許可相当で決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については許可相当で決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については許可相当で決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については許可相当で決定いたします。

次に、11番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、11番については許可相当で決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、12番については許可相当で決定いたします。

次に、13番について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、13番については許可相当で決定いたします。

会議中ですが、ここで10分ほど休憩いたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時20分

○三須会長

休憩前に戻り会議を始めます。

次に、議案第3号、14番についてを議題といたします。

この案件は部会案件です。農地部会第2班に担当していただきました。

岩品副部長から報告をお願いいたします。

○岩品副部長

先ほどの議案第1号、6番、7番と同様に、調査した結果を申し上げます。

議案第3号、14番ですが、所在は八街字立合松南。地目は畑。申請面積は1,203平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積は2,034平方メートルです。区分は売買です。転用目的は農産物の加工及び販売施設用地です。転用事由は、新規で農業を営む権利者が農産物の生産、加工及び販売業を行うため、申請地に施設を建築するものです。

まず、立地基準ですが、申請地は朝陽小学校より北東へ約1キロメートルに位置し、進入路は県道より自己所有地を通り、確保されております。農地性は、農業振興地域整備計画において定められた農用地ですが、事業者と施設の内容から、事務指針30ページ、①の⑥に該当する特例と判断いたしました。権利者の職業は、現在は機械の販売、修理及び輸出入業の会社を営んでいますが、今後は個人で自ら農業に新規参入して、農産物の生産、加工及び販売を行うとのことです。申請地を選定した理由は、自社と事実上の住まいと地続きであるため、利便性がよいとのことです。加工品目は容器詰めとした粉砕状のものやジュース、ジャム種類です。施設の維持管理は権利者自身が行うとのことです。造成及び排水処理計画は採石による造成であり、汚水、雑排水は、貯留槽を設け、くみ取り、雨水は調整池を設ける計画です。資金計画は全額自己資金にて賄う計画です。隣接農地に対する同意状況は、農地はありませんけれども、隣接者からの同意はいただいているとのことです。その他として、計画地内に存在する赤道につきましては、付けかえをすると農振農用地における目的軽微変更の手続が必要であること、施設については開発行為に該当することを確認しております。

以上の調査結果から、本案件は農振法及び農地法の観点から支障なく、先ほどの農地法第3条議案第1号、6番、7番が許可相当となりましたこと、また、赤道の付けかえと都市計画法との調整を条件に、農地部会第2班としては、議案第3号、14番の案件につきましては許可相当と判断いたしました。

以上で調査報告を終わります。

○三須会長

班長の報告が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

14番についての班長報告は許可相当です。これに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、14番については、都市計画法との調整を条件に許可相当で決定いたします。

続いて、議案第3号、2番の関連案件である議案第1号、2番についての担当委員の報告は

許可相当です。また、議案第1号、2番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決ということでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

続いて、議案第3号、3番の関連案件である議案第1号、3番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、3番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決ということでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

続いて、議案第3号、12番の関連案件である議案第1号、4番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、4番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決ということでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

続いて、議案第3号、13番の関連案件である議案第1号、5番についての担当委員の報告は許可相当です。また、議案第1号、5番の最終決定については、5条一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせて会長専決ということでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」の声あり)

○三須会長

異議なしということでございますので、今後の事務処理につきましては会長専決といたします。

次に、議案第4号、農用地利用集積の承認について、1番から10番まで及び12番を議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第4号、農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。

本件につきましては、平成27年2月12日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、朝日字梅里。地目、畑。面積641平方メートルほか4筆、計5筆の合計面積2万5,716平方メートルのうち2万5,218平方メートル。利用権の種類は賃貸借。

期間は1年、再設定です。

番号2、所在、文違字文違野。地目、畑。面積6,005平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は1年、再設定です。

番号3、所在、八街字南佐倉道。地目、畑。面積4,178平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

番号4、所在、八街字南佐倉道。地目、畑。面積1,927平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積4,082平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は2年、再設定です。

番号5、所在、八街字西林。地目、畑。面積2,886平方メートルほか3筆、計4筆の合計面積9,397平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号6、所在、根古谷字橋本。地目、田。面積933平方メートルほか5筆、計6筆の合計面積1万45平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は6年、新規です。

番号7、所在、八街字東駒袋。地目、山林現況畑。面積1万8,626平方メートルのうち5,000平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、新規です。

番号8、所在、八街字東駒袋。地目、山林現況畑。面積1万8,626平方メートルのうち9,400平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は5年、再設定です。

番号9、所在、八街字北四番。地目、畑。面積490平方メートルのうち300平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は4年6カ月、新規です。

番号10、所在、八街字北四番。地目、畑。面積5,002平方メートルのうち1,600平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は4年6カ月、新規です。

番号12、所在、八街字笹引。地目、畑。面積5,344平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明いたしました番号1から10及び番号12の案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第4号、1番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、1番については承認することに決定いたします。

次に、2番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、2番については承認することに決定いたします。

次に、3番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、3番については承認することに決定いたします。

次に、4番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、4番については承認することに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、5番については承認することに決定いたします。

次に、6番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、6番については承認することに決定いたします。

次に、7番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、7番については承認することに決定いたします。

次に、8番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、8番については承認することに決定いたします。

次に、9番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、9番については承認することに決定いたします。

次に、10番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、10番については承認することに決定いたします。

次に、12番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、12番については承認することに決定いたします。

議案第4号、11番についてを議題といたします。

この案件は中川委員に関連しておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、中川委員の退席を求めます。

(中川委員退席)

○三須会長

それでは、事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

番号11、所在、文違字南台。地目、畑。面積694平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積3,170平方メートル。利用権の種類は使用貸借。期間は3年、再設定です。

なお、本案件についても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

11番について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、11番については承認することに決定いたします。

中川委員の着席を許します。

(中川委員着席)

○三須会長

次に、議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画(案)の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成27年2月17日付で八街市長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画(案)の意見を求められております。

番号1、所在、八街字笹引。地目、畑。面積5,344平方メートル。利用権の種類は賃貸借。期間は10年、新規です。

なお、ただいまご説明しました案件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第1

8条第4項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、一般質疑をお願いいたします。何かございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第5号については承認することに決定いたします。

議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認についてを議題といたします。

事務局、説明願います。

○菅沼副主幹

それでは、議案第6号、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積について設定しないことの承認についてご説明いたします。

議案内容、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積(下限面積)について、次の理由により設定しないことについて承認を求めます。理由、市内の平均的な経営規模が約200アールであることから、経営面積があまり小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されるため。以上が議案内容となります。

なお、別段面積の設定については、昨年の第2回総会においても同様の内容で上程され、本市においては、別段面積を設定せずに、農地法第3条第2項第5号で規定する50アールを下限面積とすることでご承認をいただいておりますが、本件については、毎年設定または修正の必要性について検討するようという国からの通知に基づいて、今回も上程するものでございます。

それでは、本件の議案の内容についてご説明いたします。

お手元に配付しました資料の1ページをごらんください。

農地法第3条第2項第5号では、農地法第3条第1項で規定する農地の権利移転や権利設定を行う場合に必要とされる農業委員会の許可について、新規就農者として権利移転や権利設定を行おうとする者の所有する農地面積が北海道では2ヘクタール、都府県では50アールに達していない場合は、面積要件を満たしていないことを理由に許可することができない旨を規定しているもので、この面積を下限面積といいます。

続きまして、その下の農地法施行規則第17条についてご説明いたします。

規則第17条については、ただいまの農地法第3条第2項第5号の規定を受けまして、第1項では、下限面積にとらわれることなく別段面積を設けようとする場合の設定基準について規

定しています。また、第2項では、新規就農者の面積要件について、原則として農地法により下限面積を50アールに設定していますが、遊休農地などが増加している地域や、例えば、都市化が進んでいる地域など農地が減少している地域では50アールの農地確保が困難であり、新規就農者の促進に支障を来すような場合は、農地法施行規則により、下限面積50アールの設定にとらわれることなく、その地域の状況に適した50アール以下の面積要件を規定することができます。この面積を別段面積といいます。

続きまして、本件の議案内容に記載の、本市においては別段面積（下限面積）について設定しない理由についてご説明いたします。

5ページ目のA3判の資料となります。これは、5年前でちょっと古いのですが、2010年世界農林業センサスの経営耕地面積規模別経営体数でありまして、アンダーラインを引いてあるところは八街市の経営耕地面積の規模についての数値が記載されています。右端をごらんいただくと、八街市における1経営体当たりの経営耕地面積は1.94ヘクタールとなっております。この数字をもとに、議案理由の中で、市内の平均的な経営規模面積は200アールであることと記載しました。なお、センサスのデータをもとに本市における50アール以上の経営耕作面積を保有している営農者の割合を見ますと、50アール以上が全体の約95.8%を占め、逆に、50アール以下の営農者は全体の4.2%になります。また、農地法第30条第1項の規定に基づく利用状況調査の結果では、平成26年12月1日現在の遊休農地については全体農地の8.51%でした。

以上のことから、昨年度と比較し大きな変化が見られないことから、本市において、農地法第3条で規定する下限面積50アールを引き下げて、農地法施行規則第17条で規定する別段面積を設定する必要はないと考えます。したがって、本市としましては、昨年度と同様に、下限面積50アールを維持し、50アール以下の別段面積は設定しないことをご承認をいただきたいと思っております。

なお、最後になりますが、3ページと4ページは、平成25年4月1日現在ではありますが、千葉県内の別段面積を設定している市町村の一覧となります。ちなみに、印旛地区は別段面積を設定しておりません。

以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○三須会長

議案の説明が終わりましたので、質疑がありましたらお願いいたします。

（「質疑なし」の声あり）

○三須会長

質疑なしということですので、質疑を打ち切り、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○三須会長

挙手全員でありますので、議案第6号については承認することに決定いたします。

次に、報告第1号、紛争の和解の仲介について、仲介委員である林部長から報告をお願いいたします。

○林部長

それでは、紛争の和解の仲介についてご報告申し上げます。

平成27年第1回八街市農業委員会総会、議案第5号による紛争の和解の仲介を、2月6日金曜日、午後2時から市役所第2会議室において開催いたしました。当日は、申立人と仲介委員として中川副会長、山本委員、私、林と三須会長、事務局より醍醐事務局長、菅沼副主幹、宮内主査補、麻生主査補にご出席いただきました。しかしながら、被申立人が話し合いの意味がないとの理由により出席していただけませんでしたので、農地法施行令第30条第2項の規定により、当事者間に相当と認められる内容の合意が成立する見込みがないと認め、和解の仲介を打ち切ることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○三須会長

以上で本日の審議すべき案件は全て終了いたしました。

ご苦労さまでした。

○醍醐事務局長

閉会を宣す。（午後4時52分）

議事録署名人

議 長

1 5 番

1 6 番